

毎月15日までの会費納入に、  
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀



# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 春日井市が小売業者等への独自の支援金制度を創設！

### 全国初の助成制度に 民商の要望実る

4月27日、春日井市は愛知県の休業協力金の交付対象とならない小売業、生活関連サービス業、飲食店等に対し、雇用と事業の継続を支援することを目的に、市独自に10万円の支援金を交付することを発表しました。

休業や時短営業を伴わない業者への支援は全国初とのこと、4月1日の市役所への申し入れで春日井民商が要望していた施策要求が一部実現した形です。

春日井市は新型コロナ対応のプロジェクトチームを結成。「協力金・支援金事務局」が設置され、新型コロナ関連の助成金の対応に当たる構えです。

### 水道基本料金6ヶ月免除、国保減免も

また、春日井市では官公庁をのぞくすべての給水契約者を対象に、水道基本料金を5月検針分から10月検針分まで6ヶ月間免除することも発表しました。

コロナの影響で収入が減少した人に対しては国保税の減免制度も検討されています（詳細は未定）。コロナで市税等の支払いが困難な人には、国が法制化予定の「特例猶予制度」が適用される予定です。

また、傷病手当金の支給についても「実施する方向で検討中」としています。

### 組合未加盟の理容店へも協力金支給

愛知県と春日井市は、感染拡大防止のため自主的に休業した理美容店に対し20万円の交付を行います。当初、組合未加盟の事業者は対象外となっていました。4月27日に条件が緩和され未加盟の事業者であっても申請ができるようになっていきます。

### ～持続化給付金の要領が発表されました～

持続化給付金とは、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者を対象に、昨年1年間の売上からの減少分を法人200万円、個人100万円を上限として給付するというもので、申請は2020年度補正予算成立後から始まる予定です。

経済産業省は4月27日、持続化給付金の申請要領を発表しました。

申請は、「迅速に給付を行うため」、webによる申請が中心となる予定。ネット環境のない事業者にはハードルが高いものとなっています。（web申請の難しい方は、完全予約制の申請支援窓口が設置される予定です）。

4月28日時点ではこのような状況ですが、状況は刻々と変わっています。申請方法、添付書類などが変わる可能性もあります。ホームページなどで最新の情報をチェックするようにしましょう。

### 次回の新聞は5月13日(水) 事務所着です

★5月分の集金袋は次回13日(水)着の新聞につけます

### ～事務所よりおしらせ～

#### ・来所時は必ず事前に電話をお願いします

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、事務所に多数の人が集中することを防ぐ必要があるため、相談等で来所される方は必ず事前に電話の上お願いします。連絡なしの来所はお断りする場合があります。

#### ・事務所の業務は基本的に17時(定時)で終了とします

事務局員の健康確保のため、当分の間、事務所の業務時間は17時までとさせていただきます。

どうしても夜間しか来所できないという場合は、事前にその旨を必ずご連絡ください。

### いいもの倶楽部オリジナル人形のご紹介 今回は「母子観音」です

この母子観音は赤ちゃんがはずれるようになっていきます。神社等に参拝される時に桐の箱に入れて持参し一緒にお詣り下さい。

★安産祈願

★お子さまの無事成長の祈願どうぞ



5,800円(税込、桐の箱付)

一生残る自分人形を作りませんか!

いいもの倶楽部人形(西支部会員)

☎0568-81-0918

mail: kita@gf7.so-net.ne.jp

いいもの人形 ← 検索